

根幹を成す定義について（その1）

<合理的配慮の定義>

○同等の機会及び待遇が確保され、同等の権利が行使できるように行う、現状の変更または調整

【参考条文：福岡県（平成29年10月1日施行）】

障がいのある人(障がいのある人が自らの意思を表明することが困難な場合にあっては、その保護者)から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、障がいのない人と同等の機会及び待遇が確保され、又は同等の権利を行使できるよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態その他個々の具体的場面及び状況に応じて行う必要かつ適切な現状の変更又は調整(社会通念上相当と認められる範囲を超える人的、物理的又は経済的な負担その他の過度な負担を生じるものを除く。)をいう。

○障害のない人と同等の日常生活または社会生活を営むために行う、現状の変更または調整

【参考条文：大分県（平成28年4月1日施行）】

障がいのある人が障がいのない人(障がいのある人以外の者をいう。以下同じ。)と同じように日常生活又は社会生活を営むため、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(障がいのある人が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、当該障がいのある人の家族その他の関係者からの意思の表明を含む。)があった場合において、社会的障壁の除去について、現状を変更し、又は調整し、その他必要かつ合理的な配慮をすることをいう。

○障害のない者と等しく基本的人権を享有することを確保するために行う、変更及び調整

【参考条文：三重県（平成30年10月1日施行）】

全ての障がい者が障がい者でない者と等しく基本的人権を享有することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものをいう。

<差別の定義>

【参考条文：宮崎県（平成28年4月1日施行、令和3年4月1日改正）】

障がいのある人に対し、正当な理由なく障がい又は障がいのない人に関する事由を理由として不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について、それに伴う負担が過重でない場合に、必要かつ合理的な配慮をしないことをいう。

【参考条文：石川県（令和元年10月1日施行）】

正当な理由なく、障害又は障害に関連することを理由として、不利な区別、排除及び権利の制限をすること、障害者が権利を行使する際に条件を付けることその他の障害者でない者と異なる取扱い(障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置を除く。)をすることをいう。

【参考条文：静岡県（平成29年4月1日施行）】

障害者に対して、正当な理由がなく、障害を理由として、財、サービス、機会の提供等を拒否し、又は当該提供等に当たって場所、時間等を制限し、若しくは条件を付けること等により、障害者の権利利益を侵害することをいう。

【類似規定】

石川県（令和元年10月1日施行）、
福井県（平成30年4月1日施行、令和2年4月1日改正）、
長崎県（平成26年4月1日施行、平成28年4月1日改正）
静岡県（平成29年4月1日施行）のみ「現状の変更または調整」ではなく、「措置」

【類似規定】

茨城県（平成27年4月1日施行、平成28年4月1日改正）

【類似規定】

富山県（平成28年4月1日施行、平成31年4月1日改正）、
佐賀県（平成30年9月26日施行）、
鹿児島県（平成26年10月1日施行、平成29年4月1日改正）、

【類似規定】

岩手県（平成23年7月1日施行、平成23年10月25日改正）、
茨城県（平成27年4月1日施行、平成28年4月1日改正）、
愛媛県（平成28年4月1日施行）、
福岡県（平成29年10月1日施行）、
大分県（平成28年4月1日施行）